



株式会社鶴結び 人材事業のサービス 返戻金制度

返戻金制度

採用決定者が、入社後において採用決定者の責めに帰すべき事由により解雇され、又は退職推奨によることなく採用決定者の自由かつ任意の意思によって自己都合により退職した場合には、乙は受領した紹介手数料のうち、下記の内容で返金する。

金額

- ①入社日から1ヶ月以内の退職の場合、紹介手数料の70%に相当する金額
- ②入社日から1ヶ月を超え3か月以内の退職の場合、紹介手数料の50%に相当する金額